

参照条文

○防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画
(平成27年1月28日。防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進
本部決定)(抄)

第2 具体的な内容

3. 女性職員の活躍推進のための改革

(1) 女性職員の採用の拡大

エ 育児等を理由に国家公務員を中途退職した女性が再度公務において活躍できるための取組

中途退職者の連絡先の把握及び中途退職した者に対する中途採用情報の提供に努めるとともに、特に自衛官については、育児休業等代替要員登録制度の実施に向けた取組等を行う。また、これらの取組については、必要に応じて、内閣人事局との連携を図る。

また、育児・介護により中途退職した隊員を再度採用する制度について検討を行う。